

国民健康保険制度の改正について

改正による制度の安定化（運営の在り方の見直し）

○平成30年度から、都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに国保の運営を担う

改革の方向性		
1. 運営の在り方（総論）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う ○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化 ○ 都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進 	
	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
2. 財政運営	<u>財政運営の責任主体</u> ・市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・財政安定化基金の設置・運営	・ <u>国保事業費納付金を都道府県に納付</u>
3. 資格管理	・国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・地域住民と身近な関係の中、資格を管理（被保険者証等の発行）
4. 保険料（税）の決定 賦課・徴収	・標準的な算定方法等により、 <u>市町村ごとの標準保険料（税）率を算定・公表</u>	・標準保険料率等を参考に保険料（税）率を決定 ・ <u>賦課・徴収</u>
5. 保険給付	・ <u>給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い</u>	・ <u>保険給付の決定</u>
6. 保健事業	・市町村に対し、必要な助言・支援	・被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施（データヘルス事業等）

改正による制度の安定化（公費拡充）

○毎年約3,400億円の財政支援の拡充等により財政基盤を強化

<平成27年度から実施>

- 低所得者対策の強化のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充（約1,700億円）

<平成30年度から実施>（毎年約1,700億円）

- 財政調整機能の強化（財政調整交付金の実質的増額）
- 自治体の責めによらない要因による医療費増・負担への対応（精神疾患、子どもの被保険者数、非自発的失業者等）
- 保険者努力支援制度・・・医療費の適正化に向けた取組等に対する支援
- 財政リスクの分散・軽減方策（財政安定化基金の創設・高額医療費への対応等）
- あわせて、医療費の適正化に向けた取組や保険料の徴収率向上などの事業運営の改善等を一層推進し、財政基盤の強化を図る。

改正により期待される効果

- 国保運営の安定化を図り、今後も国保のサービスを確保し、国民皆保険を堅持
- 平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化
 - ・給付費に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付
 - ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料（税）率を提示（標準的な住民負担の見える化）
 - ・都道府県は、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

今後の課題

- 法定外繰入れ縮減に向けた国保財政の健全化
 - ⇒ 標準保険料率と小平市の税率とのかい離を把握し、財政健全化に向けて検討
- 医療費適正化の推進による医療費抑制
 - ⇒ 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率、データヘルス計画事業
- 税収をはじめとした歳入の確保
 - ⇒ 徴収率向上、保険者努力支援制度の活用